

令和 8 年 度

阿南市公共下水道事業会計予算書

阿 南 市

第35号議案

令和8年度阿南市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度阿南市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	110.2	ヘクタール
(2) 年間総処理水量	658,825	立方メートル
(3) 一日平均処理水量	1,805	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	雨水及び汚水建設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		511,315千円
第1項 営業収益		200,367千円
第2項 営業外収益		310,947千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第2款 下水道事業費用		511,315千円
第1項 営業費用		443,013千円
第2項 営業外費用		67,721千円
第3項 特別損失		81千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額95,237千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,472千円、過年度分損益勘定留保資金1,100千円、当年度分損益勘定留保資金86,665千円で補てんするものとする。)

収 入	
第3款 資本的収入	299,511千円
第1項 企業債	54,500千円
第3項 補助金	242,016千円
第4項 分担金及び負担金	51千円
第8項 基金繰入金	2,944千円
支 出	
第4款 資本的支出	394,748千円
第1項 建設改良費	102,118千円
第3項 企業債償還金	292,130千円
第9項 予備費	500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	54,500千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入額の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款下水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失に係る予算額に過不足額を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 67,892千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、339,741千円である。

令和8年2月24日提出

阿南市長 岩佐義弘